(b) 平成28年3月25日開催の環境審議会の配布資料から

都道府県における一般廃棄物の目標に関する状況(平成25年度実績)

◎生活系ごみ+事業系ごみ、○:生活系ごみ

福島県

群馬県

平均

649

656

527

国内基本は金米で

国の基本方針に示された	カルナジナカトかって日十一番

◎1人1日当たりの プ排出量 (集団回収量を含む) 都道府県 沖縄県 820 長野県 847 熊本県 848 880 滋智県 佐賀県 884 香!県 895 902 広島県 神祭川県 906 埼玉県 908 愛媛県 911 917 静岡県 奈良県 918 京都狩 919 山形県 921 岐阜県 928 鹿児島県 936 栃木県 940 愛知県 940 高知県 943 岩手県 945 島根県 949 東京都 949 大分県 951 千葉県 956 徳島県 959 960 長崎県 福井県 967 宫崎県 969 岡山県 970 兵庫県 975 三重県 982 山梨県 987 福岡県 993 石川県 994 秋田県 1,002 茨城県 1,005 鳥取県 1,011 北海道 1,013 1, 017 富山県 大阪府 1,018 宮城県 1,018 和歌山県 1,035 新潟県 1,039 1,050 群馬県 山口県 1,051 青森県 1,069 福島県 1,084

平均

958

◎再生利用率			如分量
都道府県	%	都道府県	トン
三重県	30. 1	高県	11, 916
山口県	29. 5	佐賀県	17, 120
岡山県	27. 1	鳥取県	18, 416
鳥取県	26. 1	島根県	21, 459
神彩!県	25. 3	沖縄県	26, 242
	25. 0	福井県	28, 944
埼玉県	24.9	山梨県	31, 027
 長野県	24.7	徳島県	33, 468
北海道	24.0	大分県	35, 874
千葉県	23. 5	香!県	35, 927
東京都	23. 2	富山県	37, 222
新潟県	23. 2	秋田県	38, 266
爱知県	22.7	岡山県	42, 162
高県	22.4	山形県	45, 104
富山県	22. 2	山口県	46, 233
広島県	22. 1	長崎県	47, 995
茨城県	22. 0	三重県	50, 038
福岡県	21. 3	滋賀県	50,061
静岡県	21.0	岩手県	50, 415
大分県	20. 3	宮崎県	50, 665
香!県	20, 1	愛媛県	50, 677
岐阜県	19. 7	和歌山県	51, 713
熊本県	19. 7	熊本県	57, 467
滋賀県	19. 1	石川県	57, 974
宮崎県	19. 0	岐阜県	58, 050
佐賀県	18. 6	長野県	58, 427
岩手県	18. 5	栃木県	59, 570
愛媛県	18. 4	奈良県	60, 139
栃木県	17. 5	鹿児島県	69, 616
福井県	17. 0	静岡県	79, 674
秋田県	16. 9	福島県	83, 015
宮城県	16.8	青森県	83, 378
徳島県	16.8	新潟県	87, 911
兵庫県	16. 7	群馬県	89, 054
山梨県	16.6	茨城県	96, 209
山形県	16.2	宮城県	115, 809
鹿児島県	16. 2	広島県	118, 519
	16.0	京都府	126, 858
群馬県	15. 6	埼玉県	131, 130
沖縄県	15. 3	千葉県	162, 690
京都府	14. 4	福岡県	193, 138
石川県	14. 3	愛知	214, 737
福島県	13. 8	兵庫県	257, 922
青森県	13. 7	神祭川県	264, 905
和歌山県	13. 6	東京都	358, 704
大 以 反 行	13. 2	北海道	409, 285
奈良県	13. 1	大阪府	423, 077
平均	20.6	全国総量	4, 538, 202

	本力金化こ
新たら追	
	物の目標
	日当たりの
生活系ご	沙排壯量
(資源こ。 集団回収	対出量・
都道府県	g/人·日
長野県	418
京都府	454
広島県	457
能本県	466
沖縄県	471
香!県	473
大阪府	475
鳥取県	478
神祭川県	479
北海道	484
新潟県	497
岩手県	504
滋賀県	506
宮崎県	516
兵庫県	517
岡山県	520
山形県	523
大分県	523
奈良県 岐阜県	532 533
	536
東京都 島根県	536
石川県	537
愛知県	541
埼玉県	541
千葉県	542
静岡県	543
佐賀県	543
宮城県	543
鹿児島県	543
長崎県 短辺県	546
福岡県	550
富山県	552 556
北四周	556 556
秋田県 おぼれほ	556 560
栃木県	560
愛媛県	563 571
三重県	571
福井県	576
高知県 徳島県	584
徳島県	585 590
上梨県	589
和歌山県	603
青森県	623
茨城県	626

産業廃棄物の排出量の多く都道府県の排出量等との比較

	産業廃棄物排出量の種類別の割合	産業廃棄物の処理状況
大阪府	混合廃 その他	最終再生
(H26)	業物 10.2% 金属く 1.8%	划升 2% 32%
排出量	ず 2.7% がれき	減量
合計	類 16.6%	66%
1,518万t		
全国平均	その他 ばいじ 〜 10% 	最終 処分
(H24)	ん 4% 鉱さい 汚泥	3%
排出量	4%	他 和用 42% 第 55%
合計	がれき 類 16% 動物の	0070
37,913 万 t	ふん尿 23%	
北海道	その他	最終
(H24)	がれき 類 8%	処分 2% 再生
排出量	動物の	(多減量 3) 再生 利用 (3. 化 3) 利用 (4.2% 56%
合計	31% 54%	
3,875万t		
千葉県	その他」	最終 処分
(H20)	15% がれき () (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	3%
排出量	新8% 第8% 鉱さい	/ 減量 ↓ 再生 化 利用
合計	10%	39% 7 利用 58%
2,488万t	ばいじ ん 10% 金属く ふん尿 ず 10% 13%	

	産業廃棄物排出量の種類別の割合	産業廃棄物の処理状況
兵庫県 (H21)	動物の その他 ふん尿 13% 5%	最終処分
排出量	汚泥 48% み 6%	5% 再生 減量 利用
合計	がれき	51% 3 44%
2,439万t	類 7% 動さい 1 21%	
東京都	ガラス くず その他	最終 処分 利用
(H24)	3%	4% / 減量 / 30%
排出量	がれき 類 20%	化 66%
合計	71%	
2,357万t		
愛知県	その他 22% 類 20%	最終 減量
(H21)		19% 5%
排出量	金属 くず 11% 鉱さい 19%	再生利用
合計	動物の ふん尿	76%
1,780万t	14% 14%	
神奈川県	金属く その他 ず 2% 13% ┌──	最終
(H21)	ばいじ	処分 7% 再生
排出量	ん 2% がれき 汚泥	減量 利用 化 52%
合計	類 22% 61%	
1,717万t		<u> </u>

(出典)(全 国) 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(H27.3) (北海道) 北海道産業廃棄物処理状況調査(平成24年度)

(千葉県) 千葉県廃棄物処理計画 (H23.3) (兵庫県) 兵庫県廃棄物処理計画資料編(H25.3)

(東京都) 東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書 (H26.12) (愛知県) 平成 21 年度の一般廃棄物 (ごみ) 及び産業廃棄物の減量化状況 (神奈川県) 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書 (H23.2)

c. 比較情報について監査人からの質問と大阪府からの回答

上記のように個別の環境分野について、一部、比較情報がホームページに掲載されているものの、比較情報を一カ所に集めたホームページがないことから、監査人から大阪府に対して、各環境分野における、①比較の指標、②大阪府の①の状況と全国の都道府県における順位、③全国の①の平均値、④他の大都市(東京都、神奈川県、愛知県)の①の状況について、質問を行った。

これに対し、大阪府からは、①の各分野の指標として、府の環境施策に関する基本方針である「大阪 21 世紀の新環境総合計画」で掲げた目標の指標(ただし、容器包装リサイクルについては新環境総合計画の施策体系に基づく分野としては設定されていないため、講じた施策・講じようとする施策での取組指標)を前提として、下表の回答があった。

		大阪府の①の状況と全 国の都道府県における 順位		他の大都市(東京都、 神奈川県、愛知県)の ①の状況
低炭素・省エネルギー	温室効果ガス排出量	5,705万t-CO ₂ (2014年度) 順位は不明	なし	東京都 (2014年度) 6,730万t-CO ₂ 神奈川県 (2013年度) 7,729万t-CO ₂ 愛知県 (2012年度) 7,741万t-CO ₂
	(1) 一般廃棄物の最 終処分量(2014年度)	39万t 47位	国では算出されていま せん。	(2014年度) 東京都36万t 神奈川県24万t 愛知県21万t
循環型社会(一般廃 棄物、産業廃棄物そ れぞれ)	(2)産業廃棄物の最 終処分量(2014年度)	38万t(2014年度) 不明 ※産業廃棄物排出状況 等は産業構造等による ため、単純比較はでき ない。また、都道府県 ごとに実績把握年度が 異なる上、全データを 入手していない時。 順位・平均は不明。	不明	東京都88万 t (2012年度) 神奈川県114万t (2009年度) 愛知県97万t (2009年度)
	(3) リサイクル製品 を購入する府民 (2015 年度)	10.2% 不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため	不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため	不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため
	(4)資源物を分別す る府民(2015年度)	62.30% 不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため	不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため	不明 ※府民を対象にしたア ンケートのため

容器包装リサイクル	分別収集量(2015年 度)	16万8千t 5 位	国では算出されていません。	(2014年度) 東京都38万t 神奈川県27万t 愛知県17万t
	(1) NO2の日平均 0.06ppm以下の測定局 の割合(2015年度)	100% ※他府県比較可能な 2014年度の一般局・自 排局別のデータを以下 に示す (2014年度) 一般局100% 自排局100% 1 位	自排局99.5%	(2014年度) 一般局 東京都100% 神奈川県100% 愛知県100% 自排局 東京都97.4% 神奈川県96.7% 愛知県100%
	(2) NO2の日平均 0.04ppm以上の測定局 のうち改善した割合 (2015年度)	100% ※他府県における取り まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在
大気汚染	年度)	34.5% ※他府県比較可能な 2014年度の一般局・自 排局別のデータを以下 に示す (2014年度) 一般局46.9% 24位/47都道府県 自排局13.3% 17位/35都道府県中	自排局25.8%	(2014年度) 一般局 東京都6.5% 神奈川県26.8% 愛知県21.6% 自排局 東京都5.5% 神奈川県16.7% 愛知県26.7%
	の日数(2015年度) =注意報発令日数	12日 ※他府県比較可能な注 意報発令日数を以下に 示す 大阪府11日 右記17都府県の中で4 番目に多い	日)	
	満たす河川の割合 (2015年度)	81.5% ※他府県における取り まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在
水環境	(2) 大阪湾につい て、D05mg/L以上(湾 奥部は3mg/L以上)の 達成率(2015年度)	まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在	不明 ※他府県における取り まとめデータ不在
	(3) 藻場面積(2015 年度)	365ha 不明 ※ 取りまとめデータが 不在のため	不明 ※取りまとめデータが 不在のため	不明 ※取りまとめデータが 不在のため

*大気の環境基準達成率等の順位については、環境省公表の全国の取りまとめ資料に記載されている各都道府県の達成率等を基に、今回、府において算出したもの

*平成26年度 大気汚染状況について(一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告)http://www.env.go.jp/press/files/jp/102406.pdf

*平成27年光化学大気汚染の概要-注意報等発令状況、被害届出状況-

http://www.env.go.jp/press/files/jp/102421.pdf

d. 意見

【意見5】

大阪府は、大阪府の環境の状況を府民や事業者に対して分かりやすく発信するために、 まずは、大阪府の「環境の状況」を紹介するページに、現在のホームページにおいて公表 されている各環境分野の比較情報にリンクを貼った、「(仮称)他の都道府県などとの比較 情報」のページを設けることを検討されたい。

(a) 他の都道府県や、大阪府と同じような大都市と比べて大阪府の環境の状況が優れているのか、それとも劣っているのか、という他団体の比較を意識した情報発信を行うことは、府民や事業者の自主的な取組を促すために有益な情報である。この点、大阪府に対して、このような比較情報を開示することのメリットとデメリットについて質問したところ、次のような回答であった。

【大阪府の回答】

一般的に公表するメリットとしては、客観的な序列データにより府民が府の環境の状況を把握できること、見える化により現在の府の環境課題が明確となること、メディア等で取り上げられやすく府民が環境への関心を持つこと等があげられます。 一方でデメリットとしては、地域の個別事情を反映させず一律な指標とすることで不正確な情報となる恐れがあること、情報の受け取り方によっては偏った印象を持たれる恐れがあること等があげられます。

分野によって状況が異なりますので、これらを踏まえ各分野で必要に応じ公表の 可否の判断を実施しているところです。

(b) 大阪府の回答にもあるように、地域の個別事情を反映させず一律な指標とすることで不正確な情報となり、情報の受け取り方によっては偏った印象を持たれる恐れがあることは確かである。また、監査人が環境の個別分野について比較の指標と他の都道府県や他の大都市の比較を尋ねたことに対する大阪府の回答を見ると、新環境総合計画で掲げた目標の指標を前提にしたものであるものの、そもそも国では算出されていない項目や、他府県で取りまとめデータが不在なものも少なくなく、比較情報の発信

を行っていくにあたって解決すべき課題が多くあるようである。したがって、現段階で大阪府に独自に情報を収集して比較情報の積極的発信を求めることまでは現実的ではないのであろう。

- (c) 他方、個別の環境分野に関しては、前記で例としてあげたヒートアイランド対策や 廃棄物の各指標のように、すでに大阪府のホームページ上で公表されている情報もあ る。その他にも、環境審議会の各部会のホームページ資料には比較情報が掲載されて いる。しかしながら、これらの情報に府民がアクセスしようと思っても、個別の環境 分野のホームページにバラバラに掲載されているため、容易ではない状況にある。
- (d) そこで、大阪府の環境の状況を府民や事業者に対して分かりやすく発信し、府民や事業者の自主的な取組を促すために、まずは、大阪府の「環境の状況」を紹介するページに、現在のホームページにおいて公表されている各環境分野の比較情報にリンクを貼った、「(仮称) 他の都道府県などとの比較情報」のページを設けることを検討すべきと考える。
- (3) 規制権限の適切な行使(産業廃棄物関係について)
 - ア. 規制権限の適切な行使について

大阪府の循環型社会の構築に向けた政策の概要としては、①大阪府循環型社会推進計画の推進、②発生抑制及び再使用、再利用(リサイクル)の促進、③廃棄物の適正処理の3つの柱がある。廃棄物処理法上、都道府県は、産業廃棄物の状況の把握と適正な処理のための必要な措置を講ずることに努めなければならない、とされ(廃棄物処理法第4条第2項)、事業者が産業廃棄物処理等を適切に行うよう各種の規制権限が与えられている。都道府県は、法律違反を繰り返す事業者に対しては、適切な行政処分を行使することが必要とされる。

そこで、以下、大阪府が適切に規制権限を行使しているか、産業廃棄物の適正処理の 関連事業(①産業廃棄物排出事業者や処理業者に対する指導の徹底のための各事業・取 組、②産業廃棄物不適正処理対策のための各事業・取組)について紹介し、意見を述べ る。

イ. 廃棄物の適正処理について

(ア) 監査の経過

廃棄物の適正処理の施策としては、①廃棄物処理施設の整備の促進、②PCB 廃棄物対策、③最終処分場の確保、④産業廃棄物関係の事業者指導の徹底、⑤不適正処理対策、⑥使用済自動車の適正処理があり、それぞれについて、本報告書 45 頁以下の表にある具体的事業・取組がなされている。監査人は、これらの具体的事業・取組毎に、事前質問書を大阪府に提出し、その回答内容をもとにヒアリングを行い、必要に応じて関係書類の閲覧等を繰り返し行った。その結果、上記①~③、⑥については適切に事業が進められていることが確認できた。

そこで、以下は、④事業者指導の徹底と⑤不適正処理対策について、取組の概要を 記し、主に大阪府が法律や条例で定められた責務を有効かつ効率的に果たしているか という観点から意見を述べる。

(イ) 産業廃棄物排出事業者や処理業者に対する指導の徹底

この点についての大阪府の事業・取組としては、①産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置事業所への立入検査等による指導監督・産業廃棄物排出事業所への立入検査、指導、②建設系産業廃棄物排出事業者に対する立入検査による産業廃棄物の適正処理の指導監督、③産業廃棄物管理責任者の設置の促進、④処理施設の設置に係る住民説明の指導、⑤自家産業廃棄物の保管を行う事業者に対する届出等の指導がある。以下、順次、紹介する。

a. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置事業所への立入検査等による指導監督・産業廃棄物排出事業所への立入検査、指導

【産業廃棄物指導課所管分】

		立入検査	指導
		H25:213件	H25:220件
収集運搬業	※ 1	H26:186件	H26:201件
		H27:178件	H27:190件
		H25:307件	H25:311件
処分業	※ 1	H26:310件	H26:323件
		H27:338件	H27:348件

※H28 年 3 月 31 日末時点での許可業者の件数は、収集運搬業の積替え保管な しが 8927、積替え保管ありが 122、処分業が 181 である。

主な指導内容については、①看板の掲示について、②廃棄物の保管場所、③保管量、 ④保管高さ等のレイアウトについて、⑤処理工程、⑥処理施設の稼働状況及び維持管理について、⑦マニフェストの記載内容等、適正な運用について、⑧帳簿の記載内容について、⑨集塵施設や散水、防音シートの設置等、公害防止対策の実施について、などがある。指導事項の改善については、内容により、速やかに改善されるものもあるが、中には改善に時間を要するもの(例えば設備導入が必要なもの)もある。通常、速やかに改善されるものであれば、立入検査での改善指導について事業者からの改善の報告(報告書や写真の提出等)を受けた後、再度の立入検査を行い、当該指導事項等に関する改善の履行状況を確認することとしている。改善されていることが確認できた際は当該指導事項に係る改善指導は終了となるが、その後の通常の立入検査においても当該指導事項にのいては引き続き確認を行うこととしている、とのことである。

【事業所指導課所管分】

平成25年度から平成27年度の立入件数の内訳

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通産業廃棄物多量 排出事業所	18	20	26
特別管理産業廃棄物 多量排出事業所	25	12	14
循環条例届出事業所	5	2	0
産業廃棄物処理施設 設置事業所	8	12	3
フェニックス受入事 業所	1	5	4
苦情に係る指導件数	42	3	0
PCB廃棄物保管事業 所	142	173	34
その他	22	13	11
合計	263	240	92

産業廃棄物排出事業者への指導状況

指導内容	H25	H26	H27
委託基準に係る指導 (委託契約書記載事 項漏れ等)	15	9	26
マニフェスト係る指 導(記載事項漏れ・ 返送未確認等)	29	11	15
多量排出事業者によ る報告書等に係る指 導	5	1	0
特別管理産業廃棄物管理責任者設置指導	5	4	5
保管基準に係る指導 (循環条例含む)	49	30	14
焼却に関する基準に 係る指導	25	3	0
帳簿整備に係る指導 (循環条例含む)	1	1	1
産業廃棄物処理施設 に係る指導(休止届 出指示)	0	0	1
PCB廃棄物のJESCOへ の登録等に係る指導	42	55	10
PCB含有確認(分析 指示)	5	8	4
PCB廃棄物保管等届 出に係る指導	20	28	10
合計			432

b. 建設系産業廃棄物排出事業者に対する立入検査による産業廃棄物の適正処理の指導 監督

【立入検査数(保管届出事業者等も含む)】

	-	平成25年度	260件	平成26年度	91件	平成27年度	151件
--	---	--------	------	--------	-----	--------	------

指導の件数については、現場への立入検査の件数に加え、府庁への呼び出し指導も しているが、集計はしていない、とのことである。理由としては、立入検査で指導を することを基本としており、指導の件数は立入検査の件数とほぼ同じと考えており、 呼出しの件数までは集計していない、ということである。

具体的な指導内容としては、元請業者によりマニフェストが交付されていない、保 管基準が遵守できていない、事業場外保管施設の届出がなされていないことなどに対 する法や条例の遵守指導がある。

c. 産業廃棄物管理責任者の設置の促進

(a) 設置根拠

大阪府循環型社会形成推進条例第 16 条第 1 項において、「建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者であって、産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない」とされている。

(b) 知事による指導又は助言

同条例第 16 条第 2 項では、知事は第 16 条第 1 項に規定する事業者に対し、産業 廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者が行う業務の実施の方法その他産 業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理のため必要な事項について、指導又は助言を 行うものとするとされている。

(c) 平成27年度不適正処理防止推進事業計画

大阪府は、後に詳述するように、産業廃棄物不適正処理対策会議を設置しており、 そこで産業廃棄物の不適正処理を防止するための推進事業計画を立てている。事業 計画の1つの柱として「法、条例の厳正な執行」が掲げられ、そのなかで、「製造業、 建設業等の事業者に、産業廃棄物管理責任者の選任を徹底し、契約やマニフェスト 交付等の廃棄物処理法の遵守や廃棄物の減量化を促進する」とされている。

(d) 設置状況について

監査人は大阪府に対し、産業廃棄物管理責任者の設置状況について尋ねた。 これに対し、大阪府からは、

「条例上、産業廃棄物管理責任者の設置は努力義務に過ぎず、許可・届出や報告などの制度ではないため、設置状況は把握していない。産業廃棄物管理責任者という名称であるかは別として、たいていの場合で、大規模事業者であれば産業廃棄物処理の担当者が、小規模事業者であれば事業主等が、産業廃棄物の排

出抑制や適正処理を担っていることから、こうした実質的な産業廃棄物管理責任者に対して指導を行っている」

との回答であった。

そこで、不適正処理防止推進事業計画上、「産業廃棄物管理責任者の選任を徹底」 するとされていることから、設置状況の把握は不可欠ではないか、との追加質問を 行ったところ、

「本規定は、廃棄物処理法では産業廃棄物の処理責任が排出事業者にあることや対象となる事業者が4万近くあることを踏まえ、排出事業者が産業廃棄物の処理責任を認識し、廃棄物処理法を理解して産業廃棄物の適正な処理等が促進されるよう規定されたものであり、届出義務等を課して府が指導監督することはせず、事業者が設置するよう努める旨の責務規定とされたものである。…必要に応じて…実質的責任者に対して指導を行うことが有効と考えており、設置状況の把握が必要不可欠とは考えていない。…事業計画のなかで…「製造業、建設業等の事業者に、産業廃棄物管理責任者の選任を徹底」し、としていることについては、こうした努力義務を設けるとともに、実質的責任者に対する排出事業者指導を行うなかで、契約やマニフェスト交付等の廃棄物処理法の遵守について理解させ、必要に応じて改善させるという主旨である。」

との回答であった。

【意見6】

大阪府は、事業者に対する指導の機会を利用する等して、より一層、事業者が産業廃棄 物管理責任者の選任を行うよう促進していくべきである。

大阪府の上記回答にあるように、条例上、産業廃棄物管理責任者の設置の努力義務が 定められているのは、排出事業者が産業廃棄物の処理責任を認識し、廃棄物処理法を理 解して産業廃棄物の適正な処理等が促進されるよう規定されたものである。とすれば、 この趣旨をより進めるには、大阪府が実際に指導を行っている実質的責任者を産業廃棄 物管理責任者として選任するよう指導を行っていくことが有効であろう。事業者内にお いて責任者が誰かを明確にすることは処理責任を認識し自覚を持ってもらうために有効 であると考えられる。

前述のとおり、条例上も、知事は「設置」について「指導又は助言」を行うことがで きるとされており、廃棄物不適正処理防止推進事業計画においても、「設置を徹底」する、 としている。よって、大阪府は、事業者に対する指導の機会を利用する等して、より一 層、産業廃棄物管理責任者の選任を行うよう促進していくべきである。

d. 処理施設の設置に係る住民説明の指導

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者が規則で定める産業廃棄物処理施設を 設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、一定の事項を記 載した事業計画書を知事に提出しなければならない、とされている(大阪府循環型社 会形成推進条例第30条)。そして、事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、 関係地域内その他適当な場所において、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周 知させるための説明会を開催しなければならない、とされている(同条例第35条)。 この条例に基づき実施された住民説明会の実施状況については、次のとおりである。

【住民説明会実施状況】

H25:11件 H26:12件 H27:15件

事業者等に対しては、説明会の日程調整、周知方法、議事録の作成、地元住民から 生活環境の保全の見地から意見が書面にて提出があった場合には、その見解を書面に て示さなければならないこと等、関係住民に配慮した説明会を開催することを指導し ているとのことである。

e. 自家産業廃棄物の保管を行う事業者に対する届出等の指導

大阪府循環型社会形成推進条例第17条では、事業者は、その産業廃棄物を生ずる事 業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、一定の届出書 を知事に提出しなければならない、とされている。保管施設届出事業者は、平成28年 6月末現在で75社である。平成27年度は全ての届出事業者の保管場所に立入検査を1回以上実施し、廃棄物の保管状況を確認している。届出していない事業者の把握は、監視パトロール、立入検査での確認、苦情を発端とする現場確認などがある。

(ウ) 不適正処理対策について

a. 大阪府の産業廃棄物不適正処理対策の概要

大阪府の活動としては、不適正処理の未然防止のため、年間を通じて不適正処理が発生しやすい山間部等を中心にパトロールを実施しているほか、スカイパトロール(年2回)、建設業者等への説明会、街頭啓発、不適正処理の監視を住民に委託して行なう産業廃棄物不法投棄等監視連絡員制度及び他府県との協力のもとで行なう府県境合同検問を実施している。

大阪府の体制としては、不適正処理事案の未然防止のため、①平成 13 年度に大阪府産業廃棄物不適正処理対策等要綱を制定し、市町村や府警本部はじめ関係機関を構成メンバーとする「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」を設置し、各機関が連携して対策に取り組むこととし、現在に至っている。また、②平成 15 年度に現職警察官を含む専従の組織として不適正処理対策グループ(現:監視指導グループ)を設置し、さらに、③平成 19 年度から不適正処理事案が多くみられる泉州地域に専従チームを常駐させるなど、迅速かつ効果的な監視指導体制を整備している。

以下、①~③の体制を紹介する。

b. 不適正処理対策の体制

大阪府は産業廃棄物不適正処理対策について、次のとおりの措置を行っている。

(a) 大阪府産業廃棄物不適正処理対策等要綱

大阪府は、不適正処理を未然に防止し、又は不適正処理を早期に是正することに 資することを目的とするため、平成13年に「大阪府産業廃棄物不適正処理対策等要 綱」を制定し施行している。この要綱では、知事は、産業廃棄物の不適正処理を未 然に防止し、及び不適正処理を早期に是正させるため、啓発活動及び広報活動による 未然防止対策及び是正措置、関係機関等との密接な連携等により早期是正対策を積 極的に行うように努めることとされている(第3条)。要綱が定める具体的な不適正 処理対策は次のとおりである。

【未然防止対策】 要綱第7条

知事は、産業廃棄物の不適正処理の未然に防止するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者、発注者に産業廃棄物の適正処理の方法や不適正処理の現状等について啓発広報活動を行うとされている。さらに、土地所有者に対しても、土地等の賃借に当たり土地等の使用目的を明確にする等の不適正処理未然防止対策の啓発広報活動を行うとされている。

【早期是正対策】 要綱第8条

知事は、産業廃棄物の不適正処理を行っている者又は行った者(不適正処理 行為者)に対し、法及び当該不適正処理に関係する法令の規定に基づき、当該 不適正処理の中止、保管の基準に適合した産業廃棄物の適正な処理等を厳正に 求めるとされている。また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した排出 事業者又は産業廃棄物処理業者にも一定の要件のもと必要な措置を求めるとさ れている。さらに、不適正処理により周辺環境に影響を及ぼし、又は及ぼすお それがあるときには、土地所有者に対しても早期是正に必要な措置を講ずるよ う求めることがあるとされている。

【原状回復措置】 要綱第9条

知事は、不適正処理行為者等に対し、原状回復措置を講じるよう求めるとされ、不適正処理行為者等が原状回復措置を講じない場合において、不適正処理が行われたことにより周辺の環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対して、原状回復措置を講じるように求めることがあるとされている。

(b) 大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議

知事は、関係機関等との密接な連携を確保することにより、府域における産業廃

乗物の不適正処理の未然防止及び早期是正を図るため、「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」を設置するとされている(要綱第 10 条~14 条)。また、大阪府は、対策会議運営にあたって必要な事項を定めるため、規約を設けている。

【業務等】

対策会議は、①不適正処理の未然防止及び早期是正のための協議、情報交換、 ②関係機関による合同施策の実施、③不適正処理の未然防止のための啓発活動の 実施などを業務としている。

【構成】

対策会議は大阪府の関係部局(政策企画部危機管理室、環境農林水産部、都市 整備部、まちづくり部、大阪府警本部)の課長で構成されている。

【3 つの部会】

①市町村連絡部会、②取締対策部会、③啓発部会の 3 つの部会が設置されている。①の市町村連絡部会は、府内の各市町村が、②の取締対策部会は大阪府警本部生活安全部生活環境課や政令市・中核市の環境対策を所管する課が、③の啓発部会は公益社団法人大阪府産業廃棄物協会、大阪商工会議所、近畿地方環境事務所や政令市・中核市の環境対策を所管する課がメンバーとなっている。

【平成 27 年度の産業廃棄物不適正処理防止推進事業計画】

事業計画は、①関係機関の連携による強力な現場監視の実施、②法・条例の厳正 な執行、③適正処理に向けた指導、啓発の実施、不適正処理の根絶に向けた社会気 運の醸成からなる。

事業計画は、「悪質な法令違反に対しては、初期の段階から府警本部との協力体制により事件かを含む厳正な対応を図る」「廃棄物処理法を厳正に運用し、不適正処理を行う処理業者に対しては積極的に行政処分を行う」「不適正処理事案に対して、措置命令の発令を検討する際には、行為者だけでなく排出事業者や土地所有者等も視野に入れる」「製造業、建設業等の事業者に、産業廃棄物管理責任者の選任を徹底し、契約やマニフェスト交付等の廃棄物処理法の遵守や廃棄物の減量化を促

進する」など、法や条例の厳正な執行が強調された内容が盛り込まれている。 【平成27年度の年間のスケジュール】

4月	23日 不適正処理対策会議(担当者会議)
5月	13日 不適正処理対策会議(市町村連絡、取締対策、啓発) 18~22日 建設リサイクル法全国一斉パトロール 30~6月5日 全国ごみ不法投棄監視ウィーク
6月	【強化月間】 5日 環境の日 上旬 建設リサイクル法説明会 (集中立入指導、集中環境パトロール、土地所有者啓発・街頭 啓発、建設関連等業者啓発)
7月	【海の月間】【河川愛護月間】
8月	【道路ふれあい月間】 31日建設リサイクル法説明会(一般向け)
9月	
10月	不適正処理対策会議(メール) 19~23日 建設リサイクル法全国一斉パトロール
11月	【強化月間】【山地集化キャンペーン月間】 (集中立入指導、集中環境パトロール、土地所有者啓発・街頭 啓発、輩出業者等啓発)
12月	
1月	25日 建設リサイクル法説明会 (一般向け)
2月	
3月	12日 不法投棄防止等啓発事業 (一般向け)

(c) 監視指導グループの活動

平成 15 年発足時:不適正処理対策 G 行政職員 9 名

併任警察官5名

計 14 名

平成28 (現在): 産業廃棄物指導課監視指導G 行政職員5名、

泉州農と緑の総合事務所環境指導課(産廃監視担当)

行政職員4名

併任警察官 4 名

計 13 名

<活動内容>

- ○不適正処理対策に係る監視・指導、命令等
 - ・主として無許可業者が行った不適正処理を所掌
 - ・市町村や不法投棄等監視連絡員、苦情・通報、自らのパトロール等により、 不適正処理情報を把握
 - ・不適正処理に係る現場の状況確認・監視、搬入ルートの解明
 - ・是正、原状回復・適正処分に係る指導 (必要に応じ、排出者等へも指導)
 - ・悪質な事案についての命令発出、告発
- ○不適正処理の未然防止(他グループ等と協力)
 - · 大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議等
- (d) 泉州地域の不適正処理対策の専従チームの設置(平成19年度設置)

平成 19 年発足時: 産業廃棄物指導課泉州分室 行政職員 3 名

平成22年改組 : 泉州農と緑の総合事務所環境指導課(産廃監視担当)

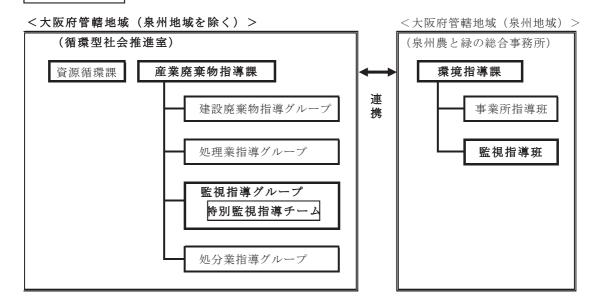
(~現在) 行政職員4名

(併任警察官4名は、泉州地域も担当)

<活動内容>

泉州地域において上記(c)と同様の活動を行う。

監視体制



不適正処理地域別担当

ブロック	市区町村名		
北部地域担当 (柏原市以北)	能勢町、豊能町、箕面市、池田市、吹田市、 島本町、茨木市、摂津市、交野市、寝屋川市、 門真市、守口市、四條畷市、大東市、八尾市、 柏原市		
中部地域担当 (松原市以南・河内長野市以北)	藤井寺市、羽曳野市、松原市、 大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、 河内長野市、千早赤阪村		
泉州地域担当 (高石市、和泉市以南)	高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、 貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、 阪南市、岬町		

c. 不法投棄等不適正処理の件数など

以上のとおり、大阪府は産業廃棄物処理等の不適正処理の未然防止に向けて体制を整備し、積極的な対策を行っているが、にもかかわらず、野積みや野外焼却及び不法 投棄等の違法な処理が行われる事案(不法投棄等不適切処理事案)が依然として発生 している。平成25年度から27年度の不適正処理事案の集計結果は次のとおりである。

<不適正処理事案の集計結果>

左座	事案数		△ ⇒1. /止 ※	不適正処理件数					
年度			合計件数	野外 焼却	野積み	埋立	不法投棄	その他	立入件数
	新期	151 (114)	153	45	36	1	29	42	
H25	継続	99 (19)	133	29	75	14	8	7	746
	合計	250 (133)	286	74	111	15	37	49	
	新期	152 (107)	163	56	40	14	27	26	
H26	継続	※ 113 (10)	145	26	77	12	14	16	1, 105
	合計	265 (117)	308	82	117	26	41	42	
	新期	127 (78)	141	36	28	45	25	7	
H27	継続	148 (29)	197	39	97	12	28	21	1,079
	合計	275 (107)	338	75	125	57	53	28	

注)括弧内の数値は解決済み件数

※H26の継続事案113件は、H25合計事案 (250件) から解決事案 (133件) を除した117件から、 中核市移行 (枚方市) による市への引継 (4件) を除したものである。

上記集計結果のとおり、前年度からの継続事案は平成25年度が99件、26年度が113件、27年度が148件であるが、それぞれの年度の継続案件について対応を開始した年度は次のとおりである。

【各年度当初における前年度からの継続案件の発生(対応開始)年度別事案数】

対応開始年度	H25	H26	H27
平成2年	1	1	1
平成6年	1	1	1
平成9年	1	1	1
平成10年	1	1	1
平成11年	4	4	4
平成12年	3	3	3
平成13年	4	4	4
平成14年	1	1	1
平成15年	15	15	15
平成16年	4	3	3
平成17年	8	7	7
平成18年	5	3	3
平成19年	2	2	2
平成20年	9	9	9
平成21年	5	5	5
平成22年	10	5	5
平成23年	9	7	7
平成24年	16	11	10
平成25年		30	19
平成26年			47
合計(事案数)	99	113	148

上記の表によると対応開始年度が平成2年度から平成21年度までの案件は、平成25年度当初において64件ある。しかしながら、そのうち平成26年度当初は60件(平成16年度開始案件が1件減少、17年度開始案件が1件減少、18年度開始案件が2件減少したのみ)、平成27年度当初も60件のままである。すなわち、対応開始年度が平成2年度から平成21年度までの案件は、解決率は最近3年間でわずか6.25%(4/64)に過ぎない。

d. 産業廃棄物の不適正処理事案への対応についての監査委員監査結果と措置内容 このように産業廃棄物の不適正処理の長期未解決事案が滞留していることから、平 成 26 年度の監査委員の監査で以下のとおりの監査結果が出された。担当部局の措置内 容とともに紹介する。

(a) 監査委員監査結果と措置内容

平成26年度の監査委員監査の結果と措置内容は下記のとおりである。

【監査の結果】

「環境省の通知では、指導に服さない不適正処理事案において厳しい対応を求めている。10年以上も違反状態にある長期未解決事案が相当数残存していることから、 今後、解決に向けてこれまでの取組を見直し、積極的かつ厳正に行政処分を実施するなど、不適正処理事案の減少を図られたい。

【措置の内容】(環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課)平成 27 年 8 月 28 日公報登載

「従来の指導を見直し、不適正処理の行為者だけではなく関係者(排出者)に対しても指導を強化することによって、事業を継続している10年超の9案件のうち2案件が、廃棄物が全撤去されるなどにより解決に至った。

その他の 10 年超の案件についても、順次、関係者特定や指導強化のための調査を進めており、解決を図っていく。」

(b) 関係資料の閲覧とその結果

上記のとおり、監査委員の監査結果に対する指導課の「措置の内容」は、「事業を継続している10年超の9案件のうち2案件が、廃棄物が全撤去されるなどにより解決に至った。その他の10年超の案件についても、順次、関係者特定や指導強化のための調査を進めており、解決を図っていく」ということであった。そこで、平成28年10月27日、監査人補助者は、大阪府庁において、「措置の内容」で回答のされている、事業を継続している10年超の7案件と、解決をした2案件の関係資料の閲覧調査を行った。

その結果、いずれの案件も、それぞれファイルが作成されており、時系列に従って 立入検査の状況や行政指導の内容、事業者から提出された資料などが編綴されてい た。しかしながら、下記のとおり、ファイルに編綴されている最終の記録以降も立 入検査などを多数行っているが多忙などの理由で更新されていない案件が多い、と いうことが分かった。

【10年超の7案件】

	ファイル上の最終記録	ファイル上の最終記録以後の立入検査 などの状況
A事案	2016.7が最終立入	2016.8以降、立入検査1回実施
B事案	2016.1が最終立入	2016.1以降、6回の対応(立入検査、 架電等)
の事宏	①2014.5が最終立入	①2014.5以降、計43回の対応(立入検 査、架電等)
C事案	②2013.3が最終立入	②2013.3以降、計16回の対応(立入検 査、架電等)
D事案	2014.5が最終立入	2014.5以降、計64回の対応(立入検 査、架電等)
E事案	2015.5が最終立入	2015.6以降、計46回の対応(立入検査 及び関与者についての調査等)
F事案	2014.5が最終立入	2014.5以降、計55回の対応(立入検 査、架電等)
G事案	2016.8が最終立入	2016.9末立入検査(基準未満確認で終 了予定)

【解決事案】

	ファイル上の最終記録	ファイル上の最終記録以後の立入検査 などの状況
H事案	 2014 5が最終立入	2014年度7回の立入検査及び指導等を実施2015年度2回立入検査で保管量基準内・減少確認

【指摘1】

大阪府は、産業廃棄物の不適正処理事案について立入検査や指導等を行った際には、速 やかに関係資料を作成のうえファイルへ編綴を行うよう徹底されたい。

大阪府行政文書管理規則(平成14年12月27日大阪府規則第122号)では、「事務は原則として文書(図面、写真及びスライド等並びに電磁的記録を含む…)により処理しなければならない」(同規則第3条第1項)とされ、行政文書(大阪府情報公開条例第2条第1項に規定する行政文書=「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド…並びに電磁的記録…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」)は、「事務効率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない」(同規則第3条第2項)とされている。

特に大阪府が長年継続的に対応してきている本件のような場合、立入検査や指導などを 行った後には迅速に書類を作成し編綴することが必要不可欠である。

大阪府によると平成 28 年度当初から改善のための取組を開始しているところ、とのこと であったが、監査人が閲覧した案件には、数年間、多数回にわたる対応を行っているにも かかわらず記録が編綴されていないものもあった。

(c) 大阪府の行政処分の状況と行政処分に対する考え方

i. 大阪府の過去5年間の行政処分の状況

平成23年度から27年度までの5年間に大阪府が行った産業廃棄物不適正処理関連の行政処分の件数は1件で、その概要は次のとおり、とのことであった。

【事案概要】

親類の家の庭に廃石綿を放置していた者を対象として、平成23年9月21日に 廃棄物処理法第19条の5第1項に基づく措置命令を発出。措置命令は履行されず、 平成23年10月に府が約400万円をかけて行政代執行により撤去。代執行に要し た費用は、分納という形で現在も行為者から徴収している。

ii. 大阪府の行政処分についての考え方

監査委員の監査で取り上げられた、事業を継続している 10 年超の 7 案件について 大阪府は行政処分を行っていない。

そこで、監査人はその理由について質問を行ったところ、大阪府の回答は、

「行政処分は、相手の動きを止めて廃棄物の搬入を阻止する手段として有効であるが、必ずしも廃棄物撤去・原状回復といった事案の解決につながるとは限らない。 当該事案についてはいずれの行為者も金がないといいながらも指導に応じる姿勢を 見せていることから、行政処分は行っていない」

との回答であった。

また、上記回答について、「平成27年度不適正処理防止推進事業計画」において、「法、条例の厳正な執行」とあり、具体的には、「産業廃棄物処理法を厳正に運用し、不適正処理を行う処理業者に対しては積極的に行政処分を行う」とされていることとの関係を追加質問したところ、もはや行政指導によっては不適正処理の拡大を阻止することができない場合は、処理業者に対するのと同じく厳しい姿勢をもって、行政処分によりそれを阻止するということを意味しているものであり、矛盾するも

のではない、との趣旨の回答であった。

iii.「措置の内容」で回答された事業継続中の7案件の推移と現況

そこで、事業継続中の7案件(うちB事案、C事案は許可業者、その他は無許可業者)の、①これまで10年間の保管量の推移と、②保管の基準量(廃棄物処理法に定められた保管基準による保管量)との関係の追加質問を行ったところ、次の回答であった。なお、保管基準の遵守状況は、通常積上げ高さで評価しているため、①保管高さの推移、②保管基準に適合する最大積上げ高さ、を示している。

【10年超の事業継続中の7案件の状況】

	10年間の保管量の推移	保管の基準量	現況についての大阪府の説明
A事案	8~6m	5. 3m	廃棄物の出入りはあるものの保管量 はおおむね変化なし。
B事案	4m前後で推移	2. 9m	保管量は基準を大きく超えているわけではない。現場に人がいないことが多く経営者とはほとんど会えていない。
C事案	7~6mで推移	7. 5m	保管量は基準付近で推移しているため、監視を継続中。
D事案	6~4mで推移	3. 9m	廃棄物の選別・撤去を進めていると ころ。保管基準内に収まるまではあ と一歩だが、搬出先が不明なので調 査中。
E事案	不明(山の斜面に積上げているため保管量の計測不能)	不明	斜面での積上げは流出のおそれある ため、撤去を指導中。行為者が入退 院を繰り返しているため現場はほと んど動きがない。
F事案	保管基準違反でないため把握 せず	把握せず	敷地が広大なので保管量自体は基準 内だが、大量の廃棄物を一気に処理 するのは困難であるため保管量を増 やさないよう指導中。
G事案	6~4mで推移	4. 0m	ほぼ保管基準を満たす状態にあるの で、保管届出指導しているところ。

iv. 行政処分を行う客観的基準 (メルクマール) を作成する必要性について

大阪府に対して、行政処分を行うか否かについて、部内で何らかの客観的基準の 有無を質問したところ、環境省の「行政処分の指針」(平成25年3月29日・環廃産 発第1303299号)によることとし、独自の客観的基準は作っておらず、廃棄物の動 き等をみながら事案ごとに判断している、とのことであった。

そこで、さらに大阪府に対し、平成27年度末時点において事業を継続している指導開始から10年超の事案と10年未満の事案について質問をしたところ、下記の各表のとおり、10年超にわたって指導を行っているが事業を継続している事案は11件、10年未満の事業継続事案は84件に及ぶ、とのことであった。

【H27年度末で事業を継続している指導開始から10年超の事案一覧】

指導開始年度	事業継続事案数	停止又は動き のない事案数	計	うちH28中に確認の 上、解決又は解決 見込みの事案数
H17以前	11	24	35	4

【H27 年度末で事業を継続している指導開始から 10 年未満の事案一覧】

指導開始年度	事業継続事案数	停止又は動き のない事案数	計	うちH28中に確認の 上、解決又は解決 見込みの事案数
H18	1	2	3	
H19	1	1	2	
H20	7	1	8	
H21	2	2	4	
H22	5	0	5	
H23	3	3	6	
H24	2	8	10	3
H25	8	5	13	3
H26	21	12	33	10
H27	34	14	48	6
合計	84	48	132	22

監査人としては、上記でみた監査委員の監査結果に対する「措置の内容」で回答がされた10年超の事業継続中の7事案を見ても、解決が間近に迫っているような案件もあるが、他方で解決の道筋が見えない案件もあること、行政指導を長年続けてきたにも拘らず解決に至らないケースも相当数あり、しかもその中には事業を継続している案件も少なくないことから、今後、産業廃棄物の不適正処理案

件について行政処分を行うか否かを判断する客観的基準(メルクマール)の作成 を検討すべきではないか、との質問を行った。

これに対し大阪府としては、このような客観的基準(メルクマール)を作成する必要はない、との回答であった。その主な理由としては、①大阪府における不適正処理事案の実情からすると積極的に行政処分を行うことは制度的・技術的に難しいことと、②原状回復を優先した指導を行う上で、行政処分を行うことが必ずしも府政にとって利益とならない、という点にあった。

すなわち、①については、そもそも大阪府における現在の不適正処理事案の多くは自家の建設系廃棄物の野積み(保管基準違反)であって、許可が不要、又は許可業務とは別に行われたケースであり、許可の取消・停止といった行政処分で対応できないものである、このため、仮に行政処分を行うとすれば改善命令(廃棄物処理法第19条の3)か措置命令(同法第19条の5)によることとなるところ、改善命令については、「(排出)事業者、処理業者」を対象とし、「処理・保管基準に適合しない処理・保管を行った場合」に発出することができるが、これらの条件が当てはまることを確定するためには、事案の全体像を解明する綿密な調査が不可欠であり、運用が非常に難しい、とのことであった。また、措置命令については、対象者は限定されず、「生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に発出することができ、命令が履行されないときは、通常、行政代執行を行うこととなるため、「生活環境保全上の支障」と「行政代執行を行う意思」のみが発出の条件であり、改めて判断の基準や指針を作る必要がない、とのことであった。

また②については、府は、不適正処理された廃棄物を撤去させ、原状回復を図ることを優先して指導にあたっているところ、資金不足ながらも行政指導に従って改善努力をし、保管量を大幅に減らしたものの、保管基準内に収まらないような継続事案の場合、積極的に行政処分を行うことは、廃棄物撤去・原状回復の可

能性を無くしてしまい、かえって府政にとって利益とならないと考えられるため、 粘り強い指導を続けているとのことであった。

そして、規制権限の行使としては行政処分だけを指すものではなく、廃棄物処理法に基づく報告徴収(同法第 18 条)や照会(同法第 23 条の 5)もあるところ、大阪府は近時、下表のように、近時、これらの制度を積極的に活用し、事案の指導にあたっている、とのことであった。

【廃棄物処理法に基づく報告徴収等の実施状況】

(件数)	H25 年度	H26 年度	H27 年度
報告徴収(法第 18 条)	1	2	20
照会(法第23条の5)	91	105	148

v. 今後の方向性についての監査人の希望

以上の大阪府からの回答によると、監査人としても、行政処分を行うための客観的基準(メルクマール)を作成することが容易ではないことは理解したが、他方で大阪府としても、不適正処理の原状回復を優先した指導を行うための手段として行政処分が有効である場合には、発出の困難さを踏まえた上で適切に運用できるよう、発出根拠の調査手法等のさらなる研究を進める、とのことであった。そこで、監査人としては、近時、不適正処理事案の継続事案が増加傾向にある(平成25年度99件、26年度113件、27年度148件)ことから、特に、新たな案件が発生した場合に行政処分を有効活用してできるだけ早期に事案解決を図る工夫ができないかも含めて、今後、さらなる研究を進めることを望むものである。

e. 違法産業廃棄物の除去等の代執行弁償金の不納欠損処理事案について

平成25年度決算の不納欠損額の主なものとして、違法産業廃棄物の除去等の代執行 弁償金の消滅時効完成に伴うものが3億3968万5571円あげられている。不納欠損処 理の金額としては多額であるため、この点について監査人は監査を行った。以下、代 執行弁償金の意味、不納欠損処理事案(2件)の概要を紹介し、この点に関連した意 見を述べる。

(a) 代執行弁償金とは

廃棄物処理法第19条の5により、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の 処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ るとき、知事は、当該処分を行った者に対し、その支障の除去等の措置を講ずるよ う措置命令をすることができる。

この措置命令に対し、処分を受けた者が措置を講じず、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき、同法第19条の8により知事は自らその支障の除去等の措置を講ずることができる(代執行)。

この場合、知事は、同条第 2 項により、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該処分者等に負担させることができ、その費用の徴収については国税滞納処分の例によって徴収することができる、とされている(廃棄物処理法 19 条の 8 第 5 項、行政代執行法第 5 条、6 条、代執行弁償金)。

(b) 不納欠損処理事案の概要

監査人補助者は、平成 28 年 9 月 21 日、大阪府庁舎において、不納欠損処理を行った 2 事案についてファイルの閲覧調査を行った。事案概要は次の表とおりであった。

なお、これら2事案の不納欠損処理については、平成23年2月に公表された包括外部監査結果において、「府の債権回収に対する積極的な姿勢は評価すべきであるといえる。しかし、明らかに全額回収は困難である。慎重に財産調査を実施した結果、債務者の無資力が明らかである場合には不納欠損処分も検討すべき」とされたことを受けて、財産調査、事情聴取、滞納処分の停止などの手続を経て実施されたものである。監査人補助者が、関係資料を閲覧したところ、一連の手続自体は適正に行われていたことを確認している。

<大東市(硫酸ピッチ)事案>

概要	硫酸ピッチドラム缶18本が斜面に投棄され、落下による人及び建物に対する被害のおそれが生じた。また、ドラム缶の破損(一部)による内容物の流出及び地下水汚染が懸念され、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが生じた。投棄場所は第三者の土地であり、行為者と土地の所有者の関わりが認められないことから代執行を実施することとなり、全量回収し、中和処理後焼却処分を行った。
経過	H11.4 大阪市城東区関目で石油精製開始 H11.6 福知山市、笹山町、大東市(*本件)、和歌山県に硫酸ピッチドラム缶投棄 H11.9 能勢町に硫酸ピッチドラム缶投棄 H11.9.13 行為者逮捕 H11.10.18 本人に警察で接見し投棄事実確認 H11.11.9 大東市投棄案件について警察で措置命令交付 H11.12.7~12.12 行政代執行実施、その後、行為者は服役後、分納していたが、就労困難な状態となる。府債権管理適正化指針に基づき債権の整理を検討 H22年度外部監査 「回収可能性を判断し、不納欠損処分を検討すべき」との指摘があり、債権の整理に着手。 H23.3.30 滞納処分の執行の停止(国税徴収法第153条第1項第2号) H26.3.30 資力の回復が認められず債権消滅(同第153条第4項)不納欠損処分
不納欠損処理額	

<富田林市(建設系廃棄物)事案>

	産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可を取り消し処分後、残存した廃棄物か
概要	ら継続して白煙、火災が発生し、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが生
	じたため、行政代執行による廃棄物の撤去等原状回復工事を行った。
	H6.10 法人が産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可取得
	H11.9頃 保管基準違反の状態が続く
	H11.12頃~ 屋外保管廃棄物について改善指導
	H12.6.20 保管基準違反について改善命令ついて改善命令発令
	H12.8.25 産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可取消命令発令
	H12.10.11 同上許可取消
	H12.10.16 排出事業者に対し撤去協力要請
	H13.1.15 堆積廃棄物から白煙発生(以後継続して白煙、火災発生)
	度重なる行政指導や行政処分にもかかわらず廃棄物が撤去されず
	H13.1.20 地元町会から府あてに早期撤去の要望書、その後、地元市長や諱
	長からも撤去要請あり
	H13.10.1 法人及び代表者に対し措置命令発令
	H13. 12. 18 行政代執行実施を決定
	H14.2.4 撤去等原状回復工事着工(約1万9500㎡の廃棄物を搬出して処分
◊▽ ∖ □	し、火災の発生を抑えるために廃棄物の表面を土砂で覆う)
経過	H14.5.31 工事完了
	H14.10.28 行政代執行措置に要した費用(3億3779万9360円)の納付命令
	H14.12.6 費用の納付督促
	H15.11.10 法人の破産宣告通知
	H15.12.8 法人への交付要求(精算金の全額の225万5035円を府に納付)
	H16.1.14 代表者の破産宣告通知 H16.3.2 代表者への交付要求(精算金の全額の9万6589円を府に納付)
	H16. 4. 12 代表者が破産廃止
	H18.1.16 法人が破産廃止
	H19.7~ 代表者が3~4,000円/月(累計10万4000円)分納、その後 代表者
	は就労困難な状態となり、府債権管理適正化指針に基づき債権の整理を検
	計、H22度外部監査により、「回収可能性を判断し、不納欠損処分を検討す
	べき」との指摘もあり、債権の整理に着手
	H23. 3. 30 滞納処分の執行の停止(国税徴収法第153条第1項第2号)
	H26.3.30 債権は消滅(同第153条第4項)、3年間財産調査を実施→資力の
	回復が認められず、不納欠損処分
不納欠	損 3億3526万9736円
処理額	31层3020万3130円

【意見7】

大阪府は、違法産業廃棄物の除去等の代執行弁償金について不納欠損処理に至った 2 件のケースについて、改めて事案内容と行政処分や不納欠損処理に至るまでの関係資料等を整理し、新たに配属された職員向けの研修資料とするなどして周知徹底を図り、今後の円滑かつ効率的な業務遂行に活かすべきである。

- i. 本件の不納欠損処理事案 2 件のファイルを閲覧したところ、時系列に従って資料が綴じられているものの、大部の資料であるため、一読して事案概要が理解できる資料が見当たらなかった。不納欠損処理も終了しているため、このままでは本件記録については書庫に保管されるだけで、職員の異動に伴い貴重な教訓が継承されないことが危惧される。現時点では以前に比べ大規模な不法投棄事案が減っているとは言え、再び、今回の不納欠損処理事案 2 件と同様の大規模事案が発生しないとも限らない。一連の経過を整理し、節目となる行政指導、行政処分、不納欠損処理に向けた関係資料を整理し見やすい冊子にすれば、新たに配属された職員にとっては貴重な研修資料となると考えられる。
- ii. 監査人は昨年度の包括外部監査において児童虐待対策を取り上げたが、児童虐待については児童が死亡したなどの重大事案については事案の検証を行い検証結果報告書がホームページで公表するとともに、児童家庭相談担当者向けの研修などにおいてこの検証結果などを題材にしているということであった。このような取組は産業廃棄物の不法投棄事案においても参考になると考える。

2. 新環境総合計画の進行管理 (PDCA) について

(1) 新環境総合計画の効率的な推進と進行管理

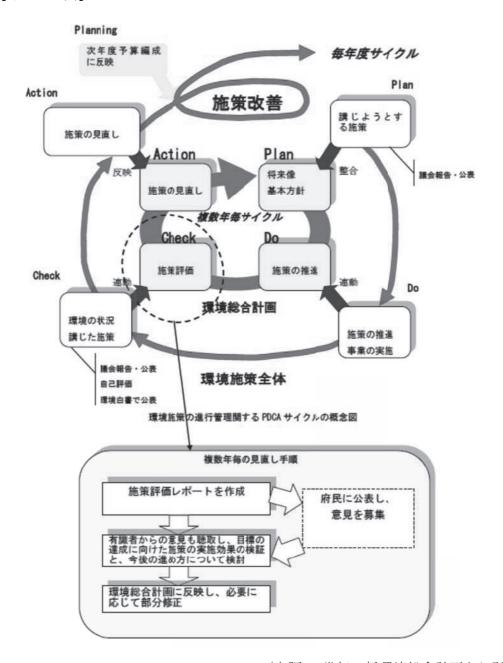
ア. 概要

新環境総合計画で特筆すべき点は、計画の効率的な推進と進行管理の手法である。大阪府では、急激な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図るため、毎年度のPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)と、複数年(3~4年)毎のPDCAサイクルを組合せ、環境審議会において専門の外部委員へ報告して意見聴取を行い、その結果を大阪府環境白書で公表している。ホームページ上で評価資料を広く公表し、府民の意見を取り入れて施策の見直しに反映する仕組みを作っている。その概要は下記のとおりである。

【2つの PDCA サイクルの概要】

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、毎年2月に、翌年度の「環境の保全等に関して講じようとする施策」を府議会に報告するとともにホームページ上でも公表を行う。「講じようとする施策」は、新環境総合計画の構成に沿って、①府民の参加・行動、②低炭素・省エネルギー社会の構築、③資源循環型社会の構築、④全てのいのちが共生する社会の構築、⑤健康で安心して暮らせる社会の構築(1)~良好な大気環境を確保するために~、⑥同(2)~良好な水環境を確保するために~、⑥同(2)~良好な水環境を確保するために~、⑦同(3)~化学物質のリスク管理を推進するために~、⑧魅力と活力ある快適な地域づくりの推進、⑨施策推進にあたっての視点、でまとめられている。そして、主な施策・事業毎に取組指標を明記している。	環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開 方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	環境総合計画の推進
Check	「講じようとする施策」に基づき推進された施策や実施事業について、想定される成果が得られたかを各担当課において自己点検を行い、総務課が確認・チェックした上で「環境の保全等に関して講じた施策」を取りまとめる。その内容を環境審議会の環境総合計画部会に報告し意見聴取を行い、さらに環境審議会で同部会の進行管理の状況を報告し、意見聴取を行う。その後、毎年9月に、「講じた施策」を議会へ報告し、ホームページ上でも公表を行っている。「講じた施策」では、序章で大阪府の環境の状況(低炭素・省エネルギー関係、循環型社会関係、大気環境関係、水環境関係、化学物質関係、騒音関係、立入検査等実施件数など)を紹介し、上記Planの「講じようとする施策」の順番にしたがって、それぞれ講じた施策の状況を紹介している。また、「新環境総合計画の中期的目標と進捗状況」を一覧表にして紹介し、当該年度に「講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)」についても一覧表の形でまとめ、進捗状況を☆印などで分かりやすく紹介している。	環境総合計画に定められた2020 年度の目標(アウトカム)毎 に、関連する施策・事業を対象 に作成した施策評価レポート及 び工程表を府環境審議会環境総 合計画部会において点検・評 価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直 し、翌年度の「講じようとする施策」に反映させ、以後、同様の PDCAサイクルを回していく。	点検・評価結果をもとに、施 策・事業の内容や選択について 見直し。必要に応じ、計画の見 直し。

【イメージ図】



(大阪21世紀の新環境総合計画より引用)

イ. 個別の実行計画の進行管理との関係

新環境総合計画は大阪府の環境施策全般をカバーする計画であるが、大阪府には17~18 頁で紹介したように個別の分野の実行計画が立てられており、個別の分野の実行計画はそれぞれついて詳細に進行管理を行っている。そして、新環境総合計画ではそれぞれの分野の重点部分を中心として進行管理を行い、その際に、各個別の所管室課とも連携しながら 進めていくこととされている。

例えば、循環型社会推進計画については、所管室である循環型社会推進室が、数値目標を設定している項目(排出量・再生利用率・最終処分量)の最新データを確認するとともに、個々の施策の実施状況について庁内関係室課に状況確認し、進行管理を行っている。 環境総合計画における資源循環分野については、循環型社会推進計画で掲げる目標の中でも重要な項目である最終処分量を目標としており、それにかかる施策を中心に実施状況を確認し、環境農林水産総務課と循環型社会推進室が連携して進行管理を行っている。

(2) 環境審議会について

ア. 概要

新環境総合計画の進行管理にあたって、外部の専門家の目でのチェックという重要な役割を果たしているのが大阪府環境審議会である。

環境審議会は、環境基本法第 43 条第 1 項及び自然環境保全法第 51 条第 1 項に規定する 審議会として平成 6 年 8 月 1 日に設置された。大阪府環境審議会条例で、審議会は学識経 験ある者 28 人以内、府議会議員 6 人以内、市町村長 4 人以内で組織する、とされている(同 法第 2 条第 1 項)。審議会には、常設部会として、温泉部会、水質部会、野生生物部会があ り、その他の部会として、環境総合計画部会、温暖化対策部会、リサイクル製品認定部会、 環境・みどり活動促進部会などが置かれている。

イ. 環境総合計画部会

新環境総合計画の進行管理を中心的に担っているのが環境総合計画部会である。同部会は、①環境総合計画の進行管理方法の検討、②環境総合計画の進行管理、③その他環境総合計画にかかる事項を所掌事務としている。

現在の新環境総合計画は平成23年3月に制定されたが、同計画の進行管理方法を検討するため、同年6月27日に設置された。大阪府は、現在の新環境総合計画の前計画においても進行管理を行っていたが、この環境総合計画部会の報告を受けて、環境審議会が答申を行った結果、外部の有識者の意見を踏まえた進行管理を行うことや、複数年毎のサイクル

の進行管理を行うこと等が新たに始められた。

ウ. 環境総合計画部会などにおける審議の状況

大阪府のホームページでは、環境審議会の議題、資料、議事内容などが一部の非公表情報を除き詳細に公開されている。これらによれば、毎年度サイクルにあたっては重点分野を決めながら大阪府の講じた施策のチェックを行っている。また複数年度サイクルの評価においては、施策毎に点検評価シートを作成し各委員が分担して点検評価を行っている。

エ. 新環境総合計画の一部見直し

平成 26 年 11 月、環境審議会から、①計画の一部の目標、施策・事業の展開や工程について、国の施策等を踏まえ、また、より施策効果が高まるよう、見直しを検討すること、②「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、新たな計画等との整合を図る、との意見が出された。これを受け、平成 27 年 6 月、新環境総合計画の一部見直しが行われている(前記 92 頁の情報発信の部分で紹介済み)。

(3) 講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)について

ア.「講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)」の点検評価シート

上記(1)で紹介したように、大阪府は単年度サイクルの「Check」の段階で、当該年度に「講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)」についても一覧表の形でまとめ、進捗状況を分かりやすく紹介している(点検評価シート)。この点検評価シートは大阪府の環境施策を横断的に把握することができ、具体的事業、決算額、取組指標、実績、進捗状況、改善点などがまとめられており、府民や事業者に対する情報開示のあり方として評価ができる。また、取組の欄(取組指標、実績、進捗)については、上段と下段に分かれていて、上段に直近の年度の状況を、下段にその前年度の状況を記載している。このことにより、府民や事業者が、各事業についてPDCAサイクルがきちんと回っているかどうか、よりチェックし易いよう工夫がされている。具体的な点検評価シートの項目は下記のとおりである。

No.	事業名	目的	内容		●年度の取組(※上下段になっていて、上段に前 年度の、下段に前々年度の内容が並べて記載され ている)					改善点・今後 の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標 に対する結果)	進捗 ☆		4532 Id IT

イ. 進捗状況の☆印について

上記一覧表の進捗の欄には、それぞれの事業毎に、下記のとおり☆印の数で各担当課が 進捗状況を自己評価している。

***	想定以上
4	想定とおり
$^{\uparrow}$	想定以下(特に改善を要しない)
☆	想定以下かつ要改善

ウ. 平成25年度~27年度の点検評価シートの進捗状況の概要

平成28年9月5日に開催された環境審議会環境総合計画部会に提出された資料によれば、 平成27年度までの3年間の点検・評価シートの概要は次のとおりである。

進捗		H27年講じた	Ż	(参考) H26年度講 l	ごた	(参考) H25年度講	じた
		数	割合	数	割合	数	割合
$\stackrel{\sim}{\sim}$	想定以下かつ 要改善	0	_	0		2	3%
**	想定以下 (特に改善を 要しない)	4	6%	4	6%	2	3%
2	想定どおり	58	83%	52	75%	43	73%
***	想定以上	8	11%	13	19%	12	20%
合計		70		69		59	

(4) 取組指標の設定のあり方について

ア. PDCA サイクルを適切に回すために必要な取組指標の設定のあり方

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」では、政策評価のあり方について次のとお り定めている。

「第3条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特定に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な 実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。
 - 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
 - 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。」

これを受け制定されている「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、平成 27 年 3 月 24 日最終の一部変更)においても、政策効果の把握に関する基本的な事項として、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする」と定められている。

そこで、監査人は平成 27 年度の取組指標 70 から下記の 6 つを選択して、取組指標の設定の考え方や、自己評価(進捗☆印の数等)の根拠について質問のやり取りを行った。以下、その質問のやり取りを紹介し、意見を述べる。

No.	施策事業名称	H27年度の取組指標
1-1	環境情報の発信	年間アクセス件数20万件
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境 啓発活動の実施
2-1-2	大阪府温暖化防止等に関する条 例に基づく届出指導	特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度 比1%削減
2-1-3	省エネ・省C02相談窓口の運営	・省エネ診断件数30件 ・セミナー回数2件
2-1-8	おおさかスマートエネルギーセ ンターの運営	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促 進
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の徹底	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施・2015年度実施予定 説明会3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月

イ. 取組指標の設定や自己評価の根拠についての質問と大阪府からの回答

(ア) 取組指標全般についての大阪府の回答

各施策事業の取組指標については、単年度での到達点の目安となる指標を可能な限り 定量的に示すこととしている。ただし、各施策事業の性格から定量的に示すことが困難 なものなどについては、定性的な取組指標を設定している。

(イ) 個別事業についての大阪府の回答

a. 環境情報の発信について

【取組指標の設定についての質疑応答】

No. 力	施策事業名称	取組指標
1-1 £	環境情報の発信	年間アクセス件数20万件

【取組指標設定理由についての大阪府の回答】

アクセス件数の対象としているサイト"エコギャラリー"は、平成23年度まで同ページを所管していた環境農林水産総合研究所の独立行政法人化に伴い、平成24年度に府HPに再設置した環境情報全般を扱うサイトです。平成26年度に本事業の指標を新たに設定するにあたり、平成25年度のアクセス件数が約18万件であったため、当面目指すべき指標として20万件を設定しました。

【自己評価の根拠についての質疑応答】

1-1	環境情報の発信	年間アクセス件数20万件	26年度	***	
			27年度	\(\forall \)	
V mt	Tet Cont.				

【監査人の質問】

進捗は平成26年度が☆☆☆に対し、27年度が☆☆となっています。26年度も取組指標20万件のところ実績は約17万件で必ずしも指標に達していなかったようですが、両年度の 進捗評価の違いの理由はなぜでしょうか。

【大阪府の回答】

進捗状況の自己評価に当たっては、各施策事業の性格により個々に状況が異なることから、統一的な評価基準を設けていないところです。

No.1-1については、大阪府全体のホームページアクセス件数が平成26年度 \rightarrow 平成27年度で11%減少するなど、年度により1~2割の増減はあるものとして自己評価を行っています。このため、平成26年度の17万件は増減の範囲内として評価しました。しかし、平成27年度は約16万件(78%)となり、20万件の2割減を下回ったため、 $\Diamond \Diamond$ と評価しました。

b. 省エネ行動の普及啓発事業

【取組指標の設定についての質疑応答】

No.	施策事業名称	取組指標
		・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	・エコアクションキャラクターを用いた環境啓
		発活動の実施

【監査人からの質問】

本件事業の実績(取組指標に対する結果)を見ると、「イベント等での活動回数13回 (2015年度)」「地球温暖化防止活動推進員に対する研究会の実施1回」とあり、進捗状況は☆☆☆となっていることを指摘の上、事業内容から、ある程度、取組指標が定性的なものとならざるを得ないのは理解できるものの、何らかの定量的な取組指標の設定を検討したことがあるかどうか尋ねた。

【大阪府の回答】

本施策では「府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。」を目標に、本施策は以下の様々な省エネ行動の普及啓発事業を実施しています。

- ・ホームページ『省エネ生活のすすめ』や『節電ポータルサイト』による情報発信。
- ・エコアクションキャラクター『モットちゃん、キットちゃん』のイベントでの活用
- ・大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止活動推進員の活動 支援
- ・「家庭エコ診断」の普及促進 など

このように多数の事業を実施しており、イベント参加者数等の把握はしていますが、これらの事業は普及啓発という特性上、啓発効果を定量的な取組指標として設定することは困難と考えています。しかし、府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進するための普及啓発を行うことは重要と考えており、28年度は新たに環境活動に取り組む各主体が協働する取組を促進し、府民による主体的かつ自発的な環境活動を支援する取組も実施しています。

c. 大阪府温暖化防止等に関する条例に基づく届け出指導

【取組指標の設定についての質疑応答】

No.	施策事業名称	取組指標
2-1-2	大阪府温暖化防止等に関す	特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度比
2-1-2	る条例に基づく届出指導	1%削減

【取組指標設定理由についての大阪府の回答】

特定事業者への届出指導の中で、温室効果ガス排出量の削減目標設定について、大阪府の温暖化対策指針では、3年間の計画において最終年度に3%以上の削減を目安にしていることから、本施策事業の取組指標としては前年度比1%削減と設定しました。

【監査人からの再質問】

上記回答を受け、26年度事業一覧表によると、「届出事業者数の約7割を占める2012年度から2014年度までを計画期間とする事業者については、2013年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011年度から4.7%削減(年平均2.4%削減)」とあり、27年度事業一覧表でも、「2011年度から7.3%削減(年平均2.4%削減)」とあり、いずれも☆☆☆となっている。平成28年度の「講じようとする施策」8頁でも引き続き取組指標は2015年度比1%削減とされているが、実績からは取組指標の引き上げを検討してもよいのでは、とも感じるが、この点は検討したのか尋ねた。

【大阪府の回答】

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき定める大阪府の「温暖化対策指針」と整合性を図る必要があるため、前年度比1%削減と設定するのが適切と判断しており、取組指標の引き上げは考えていません。

d. 省エネ・省 CO 2 相談窓口の運営

【取組指標の設定についての質疑応答】

No.	施策事業名称	取組指標
2-1-3	省エネ・省CO2相談窓口の 運営	・省エネ診断件数30件 ・セミナー回数2件

【監査人からの質問】

本件事業については、平成26年度、27年度ともに取組指標が同じ内容で、両年度とも進 排評価が☆☆☆☆ (想定以上)となっていたため、その点を指摘の上で取組指標を決定 した理由を質問した。

【大阪府の回答】

本事業は、中小事業者における省エネ・省CO2対策を推進することを目的に大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して行っているものです。

中小事業者の省エネ・省CO2対策の推進には、当該対策に関する情報を幅広く周知すること、また個々の事業者に応じた支援が必要であると認識していることから、「セミナー」及び事業者ごとにアドバイスを行なう「省エネ診断」を取組指標として決定いたしました。

【自己評価の根拠についての質疑応答】

9_1_9	省エネ・省C02相談	・省エネ診断件数30件	26年度	***
2-1-3	窓口の運営	・セミナー回数2件	27年度	***

【監査人の質問】

最終の成果としては省エネ診断を行った中小事業者が最終的に省エネ・省CO2の取組を 実施したかが重要だと考えますが、この点の調査は行っているのでしょうか。行ってい ればその結果を教えてください。

【大阪府の回答】

省エネ診断を受診した中小事業者のその後の取組みについては、アンケート方式により可能な範囲で調査を行っています。

その結果を見ると、アンケート調査に協力いただいた事業者の半数以上で、「省エネの 取り組み方に変化があった」と回答されています。

また、診断による省エネ・省CO2提案について、コストのかからない運用改善提案についての実施予定を含む実施率は約8割と高いですが、設備改修等を含む全提案についての実施率は約4割にとどまっています。

e. おおさかスマートエネルギーセンターの運営

【取組指標の設定についての質疑応答】

No.	施策事業名称	取組指標
2-1-8	おおさかスマートエネル ギーセンターの運営	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進

【取組指標設定理由についての大阪府の回答】

大阪府では「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指していることから、エネルギー政策の推進拠点として「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置しているところです。

本施策は府民等からの問い合わせ・相談のワンストップ対応のほか、以下の様々な事業 を実施しています。

- ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス
- ・太陽光パネル設置普及啓発事業
- ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング
- ・太陽光発電シミュレーションシステムの開発
- ·BEMS普及啓発事業
- 省エネビルサポート事業

など

当センターではこのように多数の事業を実施していることから、本施策自体の目標である「再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進」を取組指標として設定しました。

【監査人からの再質問】

上記大阪府の回答のとおり、大阪府の自己評価の根拠を聞いたところ、様々な取組みを実施しており「再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの推進」に対し想定とおり取り組めたことから☆☆☆と評価した、との回答であった。もし回答のようにスマートエネルギーセンターの運営についての様々な事業があるのであれば、もう少し事業毎に取組指標を設定する、という考え方もあり得ると考えるが、この点についての考えを聞かせてほしい。

【大阪府からの回答】

「おおさかスマートエネルギーセンター」では、ご指摘のとおり創エネ及び省エネ等に関する様々な事業を実施しており、これら事業は府域における再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進を目指して実施しているものです。

そのため、事業名称「おおさかスマートエネルギーセンターの運営」の評価にあたっては、個々の事業毎に評価するのではなく、包括的に評価するべきであると考えます。

取組指標には「再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの推進」と個々の事業を包括した指標を記載しておりますが、実績欄には各事業の実績を記載しており、これら実績を踏まえて総合的に判断し、評価を行っております。

f. 産業廃棄物の適正処理の徹底

【取組指標の設定についての質疑応答】

No.	施策事業名称	取組指標
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の徹底	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・ 排出抑制の取組促進、廃棄物の適正処理推進の ため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2015年度実施予定 説明会3回、不適正処理防 止推進強化月間 6月・11月

【監査人からの質問】

①取組指標設定の理由

②平成26年度の監査委員監査の結果において、「10年以上も違反状態にある長期未解決事案が相当数残存していることから、今後、解決に向けてこれまでの取組を見直し、積極的かつ厳正に行政処分を実施するなど、不適正処理事案の減少を図られたい」とされているが、長期未解決事案について数値目標を設定していない。監査員監査の意見などを考慮したか。

【①について→取組指標設定についての大阪府の回答】

適正処理の徹底のため、排出事業者等に対する立入検査指導やHPによる法律の周知を行っていますが、それに加え、排出事業者等に直接説明することが効果的と考えられることから、説明会の開催を指標として設定しました。

また、6月と11月の「産業廃棄物不適正処理防止推進月間」を中心として、関係部局・関係機関との連携の強化を図り、集中的なパトロールや、府県境で合同検問を行うなどの取組みを毎年実施しています。「産業廃棄物不適正処理防止推進月間」を確実に取り組んでいく必要があるため、指標として設定しました。

【②について→長期未解決事案について】

行政処分は、相手の動きを止めて廃棄物の搬入を阻止する手段として有効ですが、必ずしも廃棄物の撤去・原状回復といった事案の解決につながるとは限りません。これらの長期未解決事案(以下「長期事案」)は、いずれの行為者も金がないと言いながらも指導に応じる姿勢を見せていることから、行政処分によるのではなく、平成27年8月28日監査委員告示第37号において回答したとおり、行為者だけでなく排出者等の関係者を特定し、指導を強化していく取組を行っているところです。

このように長期事案に対しては、個別の状況を勘案して粘り強く対応し、1件ずつ解決していく必要があり、数値目標を掲げて成果を評価するにはなじまないのではないかと考えます。

【自己評価の根拠についての質疑応答】

2-2-6	産業廃棄物の適正 処理の徹底	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の 取組み促進、廃棄物の適正処 理推進のため、説明会の開 催、集中パトロール等を実施	26年度☆☆☆
		・2015年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強 化月間 6月・11月	

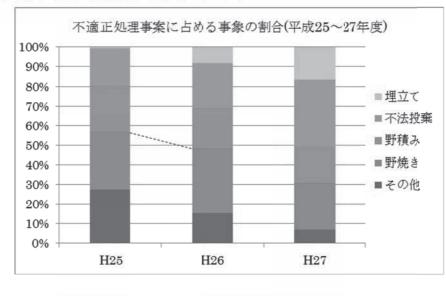
【監査人の質問】

進捗は平成25年度、26年度、27年度ともに☆☆☆となっています。ところで、平成25年8月7日環境総合計画部会の補足説明資料12「産業廃棄物の不適正処理の根絶について(不適正処理件数の推移等)」では、「不適正処理の総件数を毎年確実に減少させるためには、新規事案の早期発見・早期解決を図るとともに、継続事案数を減少させる必要があり、これまでの不適正処理件数の推移を勘案して、特に新規事案については、解決率を75%以上とすることを目指している」とあります。この点、それぞれの年度の「講じた施策事業の点検・評価(毎年度サイクル)」の一覧表によれば、平成25年度の新規事案の当年度中の解決率は「75%以上」ですが、平成26年度は「70%以上」に、平成27年度は「65%」と低下しているようです。解決率が低下している中で進捗を継続的に☆☆と自己評価している理由をご説明ください。

【大阪府の回答】

埋立て、不法投棄及び野積みといった取組みが長期にわたることが多い事案の不適正処理事案全体に占める割合は、平成25年度の43%から26年度は52%、27年度は69%に増加しており、逆に比較的短期的に解決が容易な野焼き等の割合は減少しています(グラフ参照)。

このような状況の下でも新規事案の解決率の低下を5ポイント程度に抑えていることから、進捗は平成25年度と同じと評価しました。



ウ. 意見

【意見8】

大阪府は、新環境総合計画のPDCAサイクルの取組指標の設定について、今後も引き続き、

- ①定性的な取組指標となっている事業について定量的な指標を取り入れる余地がないか、
- ②最終的な成果 (アウトカム) をより意識して取組指標を設定すべきものはないか、③取組指標が前々年度、前年度と同じで、進捗状況が前々年度、前年度ともに☆☆☆☆ (想定以上) となっている事業について、改めて進捗状況を見直す必要がないか、などの見地から見直しの検討を行うべきである。
- (ア) 大阪府のホームページで公表されている環境審議会の環境総合計画部会の議事録、資料などによると、大阪府は平成23年3月に現在の新環境総合計画を制定した後、外部専門家の意見を踏まえ、PDCAサイクルの取組指標の設定について改善努力を継続してきている。大阪府のこの点の取組は前向きに評価すべきであると考える。
- (イ)他方、前記に紹介した大阪府との質疑応答を通じて個別の取組指標を仔細に検討すると、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「政策評価に関する基本方針」(閣議決定)で述べられている政策評価のあり方(「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする」)からすれば、今後も改善の余地があるのではないか、と感じられる事業もあった。具体的には次の各点である。

①定性的な取組指標となっている事業について

No.2-1-1「省エネ行動の普及啓発事業」の取組指標は「家庭での省エネ・省 CO2 の啓発の推進、エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施」、No.2-1-8「おおさかスマートエネルギーセンターの運営」の取組指標は「再生可能エネルギーの普及拡大、

省エネの促進」と、定性的な指標になっている。この点についての大阪府の回答の詳細は前記のとおりであるが、概略、複数の事業を実施しておりこれらを包括的に評価することが妥当である、また、普及啓発事業という特性上、定量的な取組指標を設定することは困難、というものである。

確かに、余りに事業を細分化して取組指標を個々に設けることはかえって分かりにくくなる側面はある。また、普及啓発事業について定量的な取組指標を設けることは容易ではなく、環境審議会の環境計画部会の有識者から、定量的評価も大事であるが質による評価も重要な場合がある、との意見が述べられたこともある。しかしながら、それらを考慮しても、上記の2つの平成27年度の取組指標の内容では余りに漠然としており、自己評価を客観的に行うことができるのか、疑問がなくもない。

例えば、№2-1-8「おおさかスマートエネルギーセンターの運営」では、平成 26 年度、27 年度とも進捗は☆☆☆ (想定どおり)であるが、実績 (取組指標に対する結果)の欄を見ると、平成 26 年度の府有施設屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 122 件に対し、平成 27 年度は 89 件に減少している。省エネセミナーの講演は平成 26 年度 48 回が平成 27 年度は 37 回となっている。府民・事業者等からの相談件数は平成 26 年度 701 件が平成 27 年度は 645 件となっている。もちろん、これらの事業の件数だけを捉えて、自己評価を行うことはできないし、年度毎にある程度の件数の上下があることも確かであるが、取組指標に定量的なものを取り入れる余地はあると考えられる。

②最終的な成果 (アウトカム) との関係で気になる事業について

a. 省エネ・省 CO2 相談窓口の運営

No.2-1-3 の省エネ・省 CO2 相談窓口の運営についての取組指標は省エネ診断件数 30 件、セミナー回数 2 回、あるが、省エネ診断を行った中小事業者が最終的に省エネ・省 CO2 の取組を実施したという成果 (アウトカム) が意識されているか、質問をした。これに対する大阪府の回答の詳細は前記のとおりであるが、概略、中小事業者のその後の取組についてはアンケート方式で可能な範囲で調査を行っていると

のことであった。

確かに、この種の事業で成果との繋がりで取組指標を設定することは容易ではないが、アンケートの回答内容によるとコストのかからない運用改善提案のついての実施予定を含む実施率は約8割であるのに対し、設備改修を含む全提案についての実施率は約4割にとどまっているとのことであった。このアンケート結果からすれば、どのようにして設備改修も含む提案実施率をあげることができるのか、という点に今後の課題があることは明らかであろう。とすれば、これらのアンケート結果も踏まえた、より成果との関連が明確な指標を検討することが求められると考える。

b. 産業廃棄物の適正処理の徹底

No.2-2-6 の産業廃棄物の適正処理の徹底の取組指標は、「建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施」と「説明会 3 回、不適正処理防止推進強化月間 6 月・11 月」ということである。この点、環境審議会の環境総合計画部会に提出されていた資料によると、新規事案については解決率を 75%以上とすることを目指しているとされているものの、新規事案の解決率自体は取組指標とされていない。

また、長期未解決事案については、平成 26 年度の監査委員の監査結果で、「積極的かつ厳正に行政処分を実施するなど、不適正処理事案の減少を図られたい」とされていたが、解決件数などの数値目標が設定されていない。このうち長期未解決事案について数値目標を設定していない点についての大阪府の回答の詳細は前記のとおりであるが、概略、長期事案に対しては、個別の状況を勘案して粘り強く対応し、1件ずつ解決していく必要があり、数値目標を掲げて成果を評価することなじまないというものであった。確かに、一般論的に言えば、個別性の強い不適正処理事案への対応について数値目標を取組指標とすることはなじまないと言える。

しかしながら、128 頁の表で紹介したように、平成 27 年度末で、指導開始から 10 年を超えている未解決事案は合計 35 件(事業継続事案数 11 件、停止または動きのない事案数 24 件)、指導開始から 10 年未満の未解決事案は合計 132 件(事業継続事

案数 84 件、停止または動きのない事案数 48 件)という状況にある。加えて平成 26 年度の監査委員の監査結果でも指摘されたことも踏まえれば、数値目標を設定する等、より定量的な取組指標を設けることも一つの手法として検討に値すると考えられる。

③取組指標が前々年度、前年度と同じで、進捗状況が前々年度、前年度ともに☆☆☆☆ (想定以上)となっている事業について

No.2-1-2の大阪府温暖化防止等に関する条例に基づく届出指導事業、及びNo.2-1-3の省エネ・省 CO2 相談窓口の運営事業については、平成 26 年度、27 年度と取組指標が同じであり(前者が「特定事業者の温室効果ガス排出量を 2014 年度比 1%削減」、後者が「省エネ診断件数 30 件、セミナー回数 2 回」)、進捗状況も両年度とも☆☆☆ (想定以上)ということであった。前年度が「想定以上」という進捗であるのに、翌年度も同じ取組指標を継続しながら進捗状況が「想定以上」、というのは一見すると理解しがたいところがある。

この点、大阪府温暖化防止等に関する条例に基づく届出指導事業については、大阪府の回答は、大阪府の「温暖化対策指針」(3年間の計画において最終年度に3%以上の削減を目安とする)との整合性を図る必要があるため適切と判断している、ということであった。

また、省エネ・省 CO2 相談窓口の運営事業については、本事業は平成 23 年度(平成 24 年 1 月)からの事業であり、実績は下表のとおり推移している、省エネ診断は中小事業者の依頼を以って実施されるものであり、事業者の件数は年度で変動すると考えられる、このため、平成 24、25 年度の実績(平成 23 年度の実績については 1 月からの実績であるため考慮しない)を踏まえ、平成 26、27 年度の指標を 30 件とした、平成 27 年度の指標設定時には、平成 26 年度の実績は出ていなかった、セミナーについては、空調使用でエネルギー消費量の大きくなる夏期前及び冬期前に改めて省エネ意識を持ってもらうことも考慮し「省エネセミナー」と称して開催するものであり、開催件数は

年2回を指標として設定している、とのことであった。

実績	H23	H24	H25	H26	H27
省工ネ診断件数	6	36	34	43	53
セミナー開催回数	1	2	2	2	2

以上の回答からすると、上記 2 つの事業についての取組指標の設定については不適切とは言えないことが確認できた。しかしながら、今後、新環境総合計画の PDCA サイクルを回していくなかで、取組指標が前々年度、前年度と同じで、進捗状況が前々年度、前年度ともに☆☆☆☆ (想定以上)となっている事業が出てくれば、取組指標の設定の過程や考え方を必ず確認し、必要があれば取組指標の変更も検討していくことが必要であろう。

3. 事業の経済性、効率性、有効性

(1)委託契約について

大阪府では健康で安心して暮らせる社会の構築のため、大気環境、石綿飛散状況、水環境、有害化学物質などの環境要素の監視・調査・分析業務を委託により行っている。

平成27年度の当該委託契約は以下のとおりである。

委託業務	受託事業者	契約金額 (千円)
大気汚染常時監視測定局の保守管理及びデータ スクリーニング業務(5月から3月分)	一般財団法人関西環境管理技術センター	59, 400
公共用水域(大阪府域河川(1))の水質測定計 画等に基づく常時監視及び流量観測業務委託	一般財団法人関西環境管理技術センター	17, 064
公共用水域(大阪府域河川(2))の水質測定計 画等に基づく常時監視及び流量観測業務委託	株式会社総合水研究所	16, 200
公共用水域 (海域) の水質測定計画等に基づく 常時監視業務委託	いであ株式会社	15, 228
ダイオキシン類常時監視に係る試料採取及び分析業務(河川)	株式会社日本総合科学	7, 819
有害大気汚染物質モニタリング調査業務	一般財団法人関西環境管理技術センター	7, 160
ダイオキシン類常時監視に係る試料採取及び分析業務(大気)	株式会社日本総合科学	5, 702
微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析調査業務	株式会社環境総合テクノス	3, 456
地下水質常時監視業務	エクス三ツ川株式会社	2, 754
道路沿道における大気汚染調査委託	株式会社エヌ・イーサポート	4, 104
大阪府地盤沈下・地下水位観測調査業務	株式会社空間情報リサーチ	2,680
ダイオキシン類常時監視に係る試料採取及び分析業務(地下水質・土壌)	株式会社日本総合科学	2, 278
関西国際空港周辺の航空機騒音実態調査業務	株式会社CTIウイング	1,890
信号交差点における窒素酸化物簡易測定業務	株式会社環境総合テクノス	2, 138
ダイオキシン類常時監視に係る試料採取及び分析業務(海域)	いであ株式会社	1, 350
大阪国際空港周辺の航空機騒音測定調査業務	日本音響エンジニアリング株式会社	1, 209
石綿環境モニタリング調査業務	株式会社日本保健衛生協会	474
汚染井戸周辺地区調査に係る分析業務委託	エクス三ツ川株式会社	379

当該委託契約の入札記録や、契約書等を確認したところ、以下の事項が発見された。

ア. 契約形態について

各委託契約の受託事業者を確認すると、契約形態が一般競争入札であっても、同じ業者 が過去数年間継続して受託している委託業務が散見される。

この中には、1社応札の場合であったり、毎年数社が応札しているものの結果的に1社が継続して受託している場合など応札状況はまちまちであるが、当該業務は、連続的かつリアルタイムの監視が必要であるものであるため、1社が継続して契約することで、当該業務の安定性が確保され、また、同量・同質の調査結果を獲得できることが期待される。

このような業務の性質上、長期継続契約の契約形態を採用することで、大阪府の契約事務コストが削減できる、入札時期の分散により応札者の増加につながり競争性が高まること、また、業者にとっても、複数年度に跨って受注が約束されるため、分析機器の購入・更新の計画が立て易くなったり、試料採取や分析に係る職員も長期的な視点での雇用ができるメリットもある。

そこで、契約形態を長期継続契約により契約できないのかどうかを聞いたところ、長期継続契約については、条例で定める契約に限定されており、当該モニタリング調査等の委託業務は含まれていないため、できないとのことであった。

大阪府長期継続契約に関する条例

- 第二条 地方自治法施行令第百六十七条の十七の条例で定める契約は、次に掲げるものとする。 一 電子計算機を借り入れる契約その他の商慣習上契約期間を複数年にすることとされている 契約
 - 二 庁舎の管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

大阪府長期継続契約に関する条例の運用 (抜粋)

条例第2条第2号の「庁舎の管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約」とは、業務の頻度に係わらず、年間を通じて、かつ、翌年度以降も継続して役務の提供を受ける契約を想定したものであり、次のような契約をいうものである。

ア 庁舎等の管理業務 清掃業務、警備業務、駐車場管理業務、庁舎設備に係る運転・管理・保 守・点 検業務など

イ 各種機器・システム等の運用管理業務 各種機器・システム等の運用・運転・管理・保守・点 検業務など

ウ 複写サービス契約 複写機を設置し、その保守点検、修理、部品交換等を含む複写サービス契 約

- エ 施設の運営管理業務公の施設等の運営管理業務など
- オ その他の業務 (例示) ・公用車の運行業務 ・旅券申請の受付・交付等業務

地方自治法 第167条の17(長期継続契約を締結することができる契約)

地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ 当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

イ. 入札不調の処理について

平成28年度の微小粒子状物質成分分析調査業務については、以下のような契約となっている。

受託事業者名	契約形態	契約金額	予定価格
地独) 大阪府立環境農 林水産総合研究所	入札不調による随意契約	3,456,000円	3,516,480円

当該業務については、予定金額を上回る応札のみであり、入札が不調となった。

そのため、過去に入札参加実績のある事業者6社に受託の意向を確認したところ、事業を受け入れる余裕がない等の理由により受託することができないとの意向であったため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に意向を確認した。確認の結果、受託の意向を表明したため、随意契約により同法人と契約を締結している。

これに関して、意向確認の履歴を確認したところ、一部しか残していないとの回答があったものの、後日改めて意向確認の資料が電子データで残されていたとして提出された。

当該履歴については、随意契約の際の決裁文書に添付しなくてもいいとのことであったが、随意契約に至った説明資料として適切な保管が必要であると考えられる。

(2) 大阪府民の森指定管理

ア. 大阪府民の森の概要

大阪府民の森(ほりご園地を除く8園地。以下「府民の森」という。)は、府政100年記念事業として金剛生駒紀泉国定公園内の主要地点に、府民に自然の風景地と親しむ場を提供し、もって府民が健康で文化的な生活を確保することを目的として設置された自然公園施設(自然公園法第2条第5号に規定される公園計画に基づき設置された施設)である。

北は交野市の「くろんど園地」から、南は千早赤阪村の「ちはや園地」まで、生駒山地 及び金剛山地の主要拠点に位置している。

府の自然公園の特性で、山間部の急峻な地形に立地することから、自然災害・事故等の 発生時の迅速な対応、周辺森林と一体となった専門的な植生の保育管理、自然環境教育プログラムの展開や利用者サービスの平等な提供など、府民の幅広いニーズに対応し、安全・ 安心に立脚した多様な自然とのふれあいの場や機会を提供することが求められる。

イ. 指定管理の概要

府は、府民の森の管理をより効果的、効率的に行うため、住民サービスの向上、経費の 節減等を図ることを目的として、平成18年度より、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項及び府民の森条例(昭和53年大阪府条例第5号。以下「条例」という。)第7 条の規定に基づき、府民の森の管理運営業務を行う指定管理者を広く募集し、外部有識者 で構成する選定委員会により選定を実施して指定管理者を指定している。なお、指定期間 は5年であり、5年毎に指定管理者の公募による見直しが行われている。

府民の森の管理運営業務の内容は以下のとおりである。

- ① 施設の維持管理に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 府民の森行為許可、通行承認に関する業務
- ④ 植生の保育管理に関する業務
- ⑤ 巡視、利用者指導及び案内・啓発活動に関する業務
- ⑥ 自然ふれあい活動に関する業務
- (7) 防犯、消防、救急及び災害に関する業務
- ⑧ 前各号に附帯する業務並びに府が指示する業務

また、平成23年度から、管理運営業務を「北河内地区」、「中河内地区」及び「南河内地区」の3つの区域に分割して指定管理者を指定している。各地区の園地は次のとおりである。

- ① 北河内地区:くろんど園地、ほしだ園地及び緑の文化園むろいけ園地
- ② 中河内地区:くさか園地、ぬかた園地、なるかわ園地及びみずのみ園地
- ③ 南河内地区:ちはや園地